(c)　「要請当局の関税領域」、「被要請当局の関税領域」及び「締約国政府の関税領域」とは、日本国の領域又はノルウェー王国の領域であって、それぞれの国の関税法令が適用されているものをいう。

(d)　「要請当局」とは、支援を要請する税関当局をいう。

(e)　「被要請当局」とは、支援を要請される税関当局をいう。

(f)　「関税法令違反」とは、関税法令の違反又はその未遂をいう。

(g)　「者」とは、自然人又は法人をいう。

(h)　「個人データ」とは、特定された又は特定し得る自然人に関する情報をいう。

(i)　「職員」とは、税関当局が指定する税関当局の職員をいう。

(j)　「情報」とは、データ、文書、報告及びあらゆる形式の連絡（電子的な又は認証された写しによるものを含む。）をいう。

(k)　「国際貿易におけるサプライチェーン」とは、原産地から最終仕向地までの国境を越える物品の移動に関係する全ての過程をいう。

第二条　協定の適用範囲

1　両締約国政府は、関税法令の適正な適用及び国際貿易におけるサプライチェーンの安全を確保し、並びに関税法令違反を防止し、発見し、及び調査し、並びに関税法令違反に対応するため、それぞれの税関当局の権限の範囲内で、かつ、この協定に定める方法及び条件に従い、税関当局を通じて相互に支援を行う。

2　両締約国政府は、両国間の貿易の簡素化及び円滑化のため、それぞれの税関当局を通じて協力するよう努める。

3　この協定に基づく支援及び協力は、それぞれ日本国及びノルウェー王国において効力を有する国内法令に従い、かつ、それぞれの税関当局の権限及び利用可能な資源の範囲内で両締約国政府によって実施される。

4　この協定は、他の国際協定に基づく両締約国政府の権利及び義務に影響を及ぼすものではない。

第三条　情報の交換

1　両税関当局は、要請に応じ又は自己の発意により、利用可能な情報であって、関税法令の適正な適用及び国際貿易におけるサプライチェーンの安全を確保し、並びに関税法令違反を防止し、発見し、及び調査し、並びに関税法令違反に対応するために必要なもの、特に次の事項に関するものを相互に提供する。

(a)　関税、手数料その他の税の正確な査定及び徴収

(b)　輸入、輸出その他の税関手続に関する関税法令違反の防止、当該関税法令違反に対する法執行又は当該関税法令違反への対応

(c)　密輸物品の入手源、関税法令違反の新たな適用事例及び密輸方法

(d)　場所及び仕向地を含む物品の輸送及び船積み

(e)　有効性が証明された取締りのための技術

(f)　関税法令違反を犯す際の新たな傾向、手段又は方法

2　被要請当局は、要請に応じ、要請当局に対して次の情報を提供する。

(a)　要請当局の関税領域に輸入された物品が、被要請当局の関税領域から適法に輸出されたか否かを示す情報

(b)　要請当局の関税領域から輸出された物品が、被要請当局の関税領域に適法に輸入されたか否かを示す情報

(c)　被要請当局の関税領域を通過した上で要請当局の関税領域に向かう物品が、適法に通過したか否かを示す情報

3　物品が税関手続の下に置かれた場合には、提供する情報には、要請に応じ、当該税関手続、特に通関の際に用いられた手続を含める。

4　1から3までの規定に従って提供された情報を解釈し、又は利用するための全ての関連情報は、同時に提供される。

第四条　特別な監視

被要請当局は、要請に応じ、その権限及び利用可能な資源の範囲内で、次のものについて特別な監視及び情報提供を行う。

(a)　要請当局の関税領域において関税法令違反となる行為に関与している、又は関与していたと信ずるに足りる合理的な理由がある者

(b)　要請当局の関税領域において関税法令違反となる行為に使用することを意図したと信ずるに足りる合理的な理由があるような方法により、輸送される物品又は輸送される可能性のある物品

(c)　要請当局の関税領域において関税法令違反を犯すために使用されたことが知られており、又は使用されていることが疑われている輸送手段（コンテナーを含む。）

(d)　要請当局の関税領域において関税法令違反となるおそれがある行動

(e)　要請当局の関税領域において関税法令違反を犯すために使用されたことが知られており、又は使用されていることが疑われている施設

第五条　自発的な支援

両税関当局は、自己の発意により、かつ、それぞれ日本国及びノルウェー王国において効力を有する国内法令に従い、情報が、いずれか一方の国の経済、公衆衛生、公共の安全（国際貿易におけるサプライチェーンの安全を含む。）その他の重要な利益に実質的な損害を与え得る深刻な関税法令違反の防止に関連すると考える場合には、当該情報を可能な限り相互に提供する。

第六条　技術協力

両税関当局は、それぞれの税関当局の権限及び利用可能な資源の範囲内で、研究、開発、税関手続、取締りのための装置、規制技術並びに専門家の訓練及び交流の分野において協力する。

第七条　情報及び文書の使用

1　この協定に従って入手した情報は、第二条1及び2に定める目的のためにのみ使用される。

2　この協定に従って入手した情報は、これを提供する税関当局が他の機関による使用を明示的に書面によって承認した場合を除くほか、他の機関に伝達されてはならない。

3　2の規定にかかわらず、情報を提供する税関当局が別段の通報を行う場合を除くほか、情報を入手した税関当局は、当該情報を自国の関連する法執行機関に提供することができる。当該関連する法執行機関は、この条の1及び2並びに次条から第十条までに定める条件の下で当該情報を使用することができる。

第八条　情報の秘密性

1　この協定に従って入手したいかなる情報も、秘密のものとして取り扱うものとし、当該情報を提供する税関当局に適用される国内法令に基づき同種の情報が適用を受ける保護と少なくとも同程度の保護の適用を受ける。ただし、当該情報を提供する税関当局が当該情報の開示に事前の同意を与えた場合は、この限りでない。

2　被要請当局は、必要に応じ、要請当局に対し情報の使用に対する制限を書面により通報することができる。

第九条　個人データの保護

1　個人データについては、個人データを入手する締約国政府が、それを提供する締約国政府においてこのような特定の事案に適用される方法と少なくとも同等の方法で個人データを保護することを約束する場合に限り、交換することができる。個人データを提供する締約国政府は、自己の管轄の下で適用される要件よりも重い要件を要求してはならない。

2　提供された個人データは、当該データが提供された目的を達成するために必要な期間のみ保存する。税関当局は、入手した個人データが許可なく使用され、修正され、及び公表されることのないように保護するために必要な措置をとる。

第十条　刑事手続

1　この協定に従い一方の締約国政府の税関当局から他方の締約国政府の税関当局に提供された情報は、当該他方の締約国政府により裁判所又は裁判官の行う刑事手続において使用されてはならない。

2　1の規定にかかわらず、一方の締約国政府が裁判所又は裁判官の行う刑事手続において1に規定する情報を使用することを希望する場合には、当該一方の締約国政府の税関当局は、当該情報を提供した他方の締約国政府の税関当局の書面による事前の同意を得るものとする。

3　2の規定に従って他方の締約国政府の税関当局の書面による事前の同意を得ることを希望する税関当局は、自己の発意により又は要請に応じ、情報を提供する税関当局に対し、書面による事前の同意を得るために有益と認められる関連情報を提供することができる。

4　この条のいかなる規定も、一方の締約国政府が、外交上の経路又は他方の締約国政府に適用される法令に定める経路を通じ、他方の締約国政府に対して情報を提供するよう要請することを妨げるものではない。

第十一条　伝達

1　この協定に別段の定めがある場合を除くほか、この協定に従って提供される情報は、それぞれの税関当局が指定する職員の間で直接伝達される。

2　この協定に基づく支援の要請は、英語による書面によって行われるものとし、当該要請には、その要請に応ずるために有益と認められる情報を添付する。当該要請に添付する文書は、必要な範囲内で、英語に翻訳する。

3　緊急な事情により必要と認める場合には、口頭による要請であっても承認され得る。そのような要請は、できる限り速やかに書面によって確認されなければならない。